



昭和二十年十月十二日附「戦争記録調査の指示」即ち日本國政府宛命令第一二六號により日本國陸軍省並に向參謀本部の所有する軍部の歴史的諸記録及正式諸記録は本措置によつて調査せられることとなつた。「註」。日本陸軍省と參謀本部は解體し且從來の諸機能は復員局へ移管となつた。一般的調査業務は復員局によつて繼續せられ一環した作戦記録が作られた。これらの作戦記録を作製準備すべき細部の指示は「日本戦史」に關する昭和二十年十二月十五日附及同二十一年一月二十一日附の覺書中にある。本作戦記録にある基礎資料は元將校によつて作製せられたものである。此等元將校は作戦間大兵團内の指揮に當り或は參謀系統に屬したものである。こゝで注意を喚起するの要ある點は空爆と火災による大なる破壊のため東京記録は失はれ資料の大半は記憶により再編修せられたことである。この種記録の作成に當り前に必要なる當時の命令、計畫、部隊日誌等（原本）の大部は作戦間乃至空襲中に滅失した爲にその數少なく資料編纂の仕事を極めて困難ならしめた。殊にその甚だしかつたのは軍務局及作戦部にあるべき兵力に關する正式記録を全く缺如してゐた點であつた。然し重要な命令、計畫、概算等の多くは記憶により再生され従つて原本と一字一句同一とは云へないがそれは概して正確且信頼性のあるものであると思はれる。更に調査の繼續と從來利用し得なかつた原文記録の偶然的發見によつて諸資料は復員局によつて作られる今後「補遺」に記録せられる豫定である。

「註」本覺書に基づく措置並次で採られた詳細なる諸指示は連合軍司令部第二部長によつて出された。同第二部長は一九四五年十月二日の連合軍一般命令第九號によつてその計畫を遂行する責任を持つてゐたものである。

日本陸軍の資料を利用するに當り米國の利益を保護せんが爲、一般命令第九號の第四項に於て日本政府の保管しある敵國書類及作製記載せる書類の再調査を規定した。一九四六年夏日本政府が提出した第一回の作戦記録を仔細に検討せる結果日本側に戦史記載の程度に關し誤解のあつたことを認めめた。仍つて一九四六年十一月二十一日第二部長は指示を與へた。これによつて日本政府は更に廣範圍に亘り日本軍の作戦を記録することとなつた。斯くて第二部長は連合軍翻譯及通譯部に小規模の歴史調査課を設けつゝ、全計畫の協調を取り得るに至つた。

154

野 林 知 親 記 録 第 二 卷 ( 其 の 一 )

昭和二十五年十月  
復 興 局 刷 製

0003

(註) 本巻は蘇聯露戦時以後の関東軍總司令部の状況及昭和二十  
年春頃以後の滿洲東部方面各兵團の状況を収録せるもので  
ある。

2. 本巻の内容は蘇聯より精選せる元兵團長或は幕僚の記憶を  
基礎として編纂せる爲不十分なる點多く、特に責任當事者  
未だ蘇聯より精選せざる兵團等の状況に就いては尙詳細不  
明である。

3. 基礎資料の提供者は各篇の冒頭に註記されている。

0004